

平成31年第1回

富谷市議会定例会議案書

平成31年2月21日提出

富 谷 市

平成31年第1回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市民図書館基金条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2号	富谷市地域福祉計画推進協議会条例の制定について・・・・・・・・	3
議案第 3号	富谷市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について・・・	6
議案第 4号	富谷市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第 5号	富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議案第 6号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	14
議案第 7号	富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部改正について・・・	18
議案第 8号	富谷市国民健康保険出産資金貸付基金条例の廃止について・・・・	20
議案第 9号	平成30年度富谷市一般会計補正予算（第6号）・・・・・・・・	別冊
議案第10号	平成30年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）・・・	別冊
議案第11号	平成30年度富谷市下水道事業特別会計補正予算（第4号）・・・・	別冊
議案第12号	平成30年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第4号）・・・・	別冊

議案第13号	平成30年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第14号	平成30年度富谷市水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第15号	平成31年度富谷市一般会計予算	別冊
議案第16号	平成31年度富谷市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第17号	平成31年度富谷市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第18号	平成31年度富谷市介護保険特別会計予算	別冊
議案第19号	平成31年度富谷市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第20号	平成31年度富谷市水道事業会計予算	別冊
議案第21号	富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	22
議案第22号	土地の処分について	24
議案第23号	平成30年度市道穀田三ノ関線道路改良工事請負契約の変更について	25

諮問

諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	26
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	27

議案第 1 号

富谷市民図書館基金条例の制定について
富谷市民図書館基金条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

図書館施設の整備及び機能の充実を図るため、富谷市民図書館基金を設置するもの。

富谷市民図書館基金条例

(設置)

第1条 富谷市の図書館施設の整備及び機能の充実を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、富谷市民図書館基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的のために寄せられた寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業を行う財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2号

富谷市地域福祉計画推進協議会条例の制定について
富谷市地域福祉計画推進協議会条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地域福祉計画の策定及び変更等に関する事項について調査審議する機関を設置するため、制定するもの。

富谷市地域福祉計画推進協議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく富谷市地域福祉計画の策定及び変更その他地域福祉の推進に関する事項を調査審議するため、富谷市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉及び保健団体の代表者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年富谷町条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
第1条～第6条 略 別表(第2条, 第3条の2関係) 非常勤特別職報酬 (単位:円)				第1条～第6条 略 別表(第2条, 第3条の2関係) 非常勤特別職報酬 (単位:円)			
職名		報酬の額		職名		報酬の額	
略	略	略	略	略	略	略	略
障がい者施策 推進協議会	略	略	略	障がい者施策 推進協議会	略	略	略
<u>地域福祉計画</u>	<u>会長</u>	日額	<u>6,000</u>	_____	_____	_____	_____
<u>推進協議会</u>	<u>委員</u>		<u>5,800</u>	_____	_____	_____	_____
語学指導等を行う外国人		略	略	語学指導等を行う外国人		略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

議案第 3号

富谷市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

富谷市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年富谷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

富谷市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第3条 略</p> <p>（大学等教育施設）</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第<u>104条第7項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第5条～第10条 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>（大学等教育施設）</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第<u>104条第4項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第5条～第10条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 4号

富谷市税条例の一部改正について

富谷市税条例（昭和29年富谷町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市税条例の一部を改正する条例

富谷市税条例（昭和29年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第150条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第15条の2 略</p> <p><u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の特例）</u></p> <p>第15条の2の2 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、日本赤十字社が取得する三輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(1) <u>巡回診療又は患者の輸送の用に供する三輪以上の軽自動車</u></p> <p>(2) <u>血液事業の用に供する三輪以上の軽自動車</u></p> <p>(3) <u>救護資材の運搬の用に供する三輪以上の軽自動車</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p>第15条の3 略</p> <p>2 <u>前項の規定により減免すべき税額は、県知事が自動車税の環境性能割を減免又は課税免除する自動車の例によるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により軽自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、県知事が自動車税の環境性能割を減免又は課税免除する自動車の例により、減免の手続を行うものとする。</u></p> <p>第15条の4～第23条 略</p>	<p>第1条～第150条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第15条の2 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p>第15条の3 略</p> <p>第15条の4～第23条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(軽自動車税の環境性能割の経過措置)

第2条 この条例による改正後の富谷市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

議案第 5号

富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年富谷町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第7条第1項に規定する認定復興推進計画において定められた復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除の適用期間を1年延長するため、所要の改正を行うもの。

富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年富谷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条 略 （課税免除）</p> <p>第2条 復興産業集積区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から<u>平成32年3月31日</u>までの間に、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号）第1条第1号に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者に該当するものであって認定日から<u>平成32年3月31日</u>までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度（当該固定資産を当該対象施設等の用に供した日の属する年の翌年の1月1日（当該</p>	<p>第1条 略 （課税免除）</p> <p>第2条 復興産業集積区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から<u>平成31年3月31日</u>までの間に、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号）第1条第1号に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者に該当するものであって認定日から<u>平成31年3月31日</u>までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度（当該固定資産を当該対象施設等の用に供した日の属する年の翌年の1月1日（当該</p>

改 正 後	現 行
<p>対象施設等の用に供した日が1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降5箇年度に限り、当該固定資産税を免除する。</p> <p>第3条～第5条 略</p>	<p>対象施設等の用に供した日が1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降5箇年度に限り、当該固定資産税を免除する。</p> <p>第3条～第5条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 6 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第13条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(保証人及び利率)</p> <p><u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(償還等)</p> <p><u>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除_____, 一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">附 則</p> <p>1 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(東日本大震災の被災者に係る災害援護資金の貸付けの特例)</p>	<p>第1条～第13条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(_____利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は_____、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き<u>年3パーセント</u>とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還_____とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">附 則</p> <p>1 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(東日本大震災の被災者に係る災害援護資金の貸付けの特例)</p>

改正後	現行
<p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る法第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」_____と_____とする。</p>	<p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る法第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、<u>第14条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」</u>とする。</p>
<p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除_____については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項_____の規定によるものとする。</p>	<p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除<u>及び保証人</u>については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項<u>及び平成23年特別令第14条第7項</u>の規定によるものとする。</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 7号

富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部改正について

富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（平成9年富谷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

高額療養費における現物給付制度の普及に伴い、基金の額の改定を行うため、所要の改正を行うもの。

富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（平成9年富谷町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 （基金の額） 第2条 基金の額は、 <u>200万円</u> とし、市長は必要があるときは、予算の定めるところにより追加して積み立てることができる。 2 略 第3条～第9条 略	第1条 略 （基金の額） 第2条 基金の額は、 <u>500万円</u> とし、市長は必要があるときは、予算の定めるところにより追加して積み立てることができる。 2 略 第3条～第9条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8号

富谷市国民健康保険出産資金貸付基金条例の廃止について

富谷市国民健康保険出産資金貸付基金条例（平成13年富谷町条例第5号）を別紙のとおり廃止する。

平成31年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

出産育児一時金における医療機関への直接支払制度等の普及に伴い、基金による貸付の必要性がなくなったことから、廃止するもの。

富谷市国民健康保険出産資金貸付基金条例を廃止する条例

富谷市国民健康保険出産資金貸付基金条例（平成13年富谷町条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

富谷市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について

富谷市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 7 年富谷町条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の一部改正に伴い，所要の改正を行うもの。

富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第7条 略 （正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 略 2 略 <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 第8条の2～第18条 略	第1条～第7条 略 （正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 略 2 略 第8条の2～第18条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第22号

土地の処分について

下記の土地を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富谷町条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 所在地 富谷市ひより台二丁目39番1
- 2 面積 19,065平方メートル
- 3 処分価格 一金345,600,000円也
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号
トヨタホーム株式会社
代表取締役 山科 忠

平成31年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

ひより台二丁目地内の未利用地を処分するため。

議案第23号

平成30年度市道穀田三ノ関線道路改良工事請負契約の変更について

平成30年9月13日議会の議決を得て請負契約を締結した平成30年度市道穀田三ノ関線道路改良工事請負契約について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成30年度市道穀田三ノ関線道路改良工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 一金151,200,000円也
変更後 一金158,414,400円也
- 4 契約の相手方 富谷市志戸田北田子沢107番地
安藤建設工業株式会社
代表取締役 安藤 照 男

平成31年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 中 鉢 勝 利

生年月日

平成31年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 中鉢勝利は，平成31年6月30日をもって任期満了となるため。

諮問第 2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 武 弓 恵 扶 子

生年月日

平成31年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 宍戸里子は、平成31年6月30日をもって任期満了となるため。